

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画（素案）からの修正一覧

～第2回高齢者福祉専門分科会（H29.12.6開催）及びパブリックコメント（H30.2.23～3.16）におけるご意見を踏まえた修正～

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等	分科会／パブリックコメント
1	・(P9)第1章2(1)「高齢者をとりまく現状」	認知症者数の推計値は示されており、若年性認知症者への対応も明示されていることから、国の推計値を用いても、計画の中に若年性認知症者数を明示してはどうか。	・(P9)「4」認知症高齢者等の状況」において、「65歳未満で発症する若年性認知症の人は、厚生労働省の調査(2009(H21)年)によると約37,800人と推計されており、これを本県の人口にあてはめると約380人と推計されます。」を追記しました。	パブリックコメント
2	・(P16)第1章2(3)2)②「介護サービス事業者・施設の様況」 ・(P62)第2章第2節1-2(1)「富山型デイサービス等のニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実」	・本県では施設サービス給付費が全国と比較して高く、また、意識調査では在宅を望む声が多い中で、さらに施設整備を進める必要があるのか。人材不足の状況においては、施設整備を抑えて、在宅サービスの充実を図るべきではないか。	・本県では、介護保険施設の整備率が全国に比べて高く、また、多くの県民が、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らしたいと考えているため、(P16)の以下2点を修正しました。 ①居宅サービス 「今後、在宅サービス・医療の基盤が一層必要となることが見込まれることから、訪問看護ステーション等の設置を促進することが必要です」を、「在宅サービス利用者も増加することから、必要な介護サービスが適切に提供できるよう、在宅サービス基盤の整備を推進していく必要があります」と修正。 ②施設サービス 「特別養護老人ホームについては、引き続き入所希望者が多い状況であるため、第7期計画においても、在宅サービスとのバランスを取りつつ施設整備を行う必要があります」を、「特別養護老人ホームの待機者数は横ばいで推移するなど、施設への入所希望が強い状況にありますが、多くの県民が住み慣れた自宅や地域で暮らしたいと考えていることから、在宅サービスとのバランスを取りつつ、地域密着型施設サービス基盤の整備を着実に進めていく必要があります」と修正。 ・(P62)【施策の方向】に記載の「複合的なサービスを柔軟に提供できる地域密着型サービス等の整備を推進する」の前に、「 <u>重度者の在宅サービスなど、高齢者のニーズを把握し、共生型の富山型デイサービスや、</u> 」を追記しました。	分科会
3	・(P58)第2章第2節1-1(4)「生活支援・介護予防サービスの充実と地域住民が支え合う地域づくり」	地域の見守り等について、介護職とボランティアが本当にうまく連携しあって、十分な成果を挙げられるのか。また、行政の施策が行き届かず、ボランティアという名前で片付けられないほどの活動をしているのではないかと、という意見もあるため地域の見守り等におけるボランティア活動への支援等について、書きぶりを工夫していただきたい。	・住民やボランティアによる見守り・声かけ等のケアネット活動などによって把握された困難事例を多職種・多機関による支援に結びつける体制を構築するため、(P58)＜具体的な施策＞の「○地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進」に「 <u>多職種・多機関が連携して包括的に支援を行う体制の構築の支援</u> 」を追記しました。	分科会
4	・(P65)第2章第2節1(2)「重度者を支える施設ケアの充実」	・特別養護老人ホームの入所指針における入所判定基準に「本人の意向」が盛り込まれていない。本人の意向が尊重されることが重要である。	・特別養護老人ホームの入所指針における運用上の問題点について、まずは市町村及び関係団体と協議し現行指針の運用状況を検証し、必要に応じた見直しを行うこととしているため、(P65)＜具体的な施策＞の「在宅での生活が困難な方の特別養護老人ホームへの円滑な入所の推進」に、「特別養護老人ホーム入所指針の適正な運用」に加え、「 <u>運用状況の検証</u> 」を追記しました。	分科会
5	・(P70)第2章第2節2(1)「在宅医療の推進と普及啓発」	「高齢者が残された時間を活用して、どういう人生を送りたいのか」、「何が人生の目標なのか」、「どのように良い死を迎えたいのか」といった人間の根源的な問いに応えるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の重要性が高まっていることから、その普及・推進について加筆を検討していただきたい。	・(P70)＜具体的な施策＞の「○在宅医療や在宅での看取りに関する普及啓発」において、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の概念を踏まえ改正された「 <u>人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン</u> 」の周知を追記し、在宅での看取りに関する普及啓発を進めていきます。	パブリックコメント
6	・(P71)第2章第2節2(2)「質の高い在宅医療提供体制の整備」	・「質の高い在宅医療提供体制の整備」について、訪問看護ステーション自体は整備が進んでいるが、非常勤の看護師が60%以上を占めるため、質の高さを目指すのであれば、職員のキャリアを積むような研修を実施していただきたい。	・(P71)＜具体的な施策＞の「○在宅医療を支える医療関係者の確保」において記載している「訪問看護に取り組む看護師の養成・資質向上等に関する研修の実施」を「訪問看護に取り組む看護師の養成・資質向上やキャリアアップ等に関する研修の実施」と修正しました。	分科会

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等	分科会／パブリックコメント
7	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	<p>介護現場においては恒常的に職員が不足していることから、</p> <p>①子育てや高齢家族の介護のために職員が離職することのないよう、働きやすい職場づくり施策を進めることについて追記願いたい。</p> <p>②外国人介護職の導入・定着のための支援制度の整備について追記願いたい。</p>	<p>①(P97)【施策の方向】において記載している「職場環境改善の取組みを進めます。」を、「働きやすい職場づくりに向けた雇用環境改善等の取組みを進めます。」と修正しました。</p> <p>②外国人介護職の導入・定着のためには日本語学習や資格取得等の支援が重要であり、介護福祉士養成校や事業所等関係団体との連携が不可欠であるため、(P97)〈具体的な施策〉のうち、「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」において記載している「介護を学ぶ外国人に対する日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する支援」を「介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する関係団体が連携した支援」と修正しました。</p>	パブリックコメント
8	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	・介護基盤の整備について、人材不足により公募しても事業者が集まらないケースが多く、事業規模を縮小して運営する事業者もある。人材不足というのはそれほど重要で緊急の課題である。	・第7期計画のガイドラインとなる国の基本指針において、①市町村においては「地域の特色を踏まえた人材の確保及び質の向上に取り組んでいくことが重要」とされたこと、②県においては、介護人材の量的な確保について、新規参入の促進や潜在的人材の復職・再就職支援、事業主による雇用環境の改善のための方策を定めることが重要とされたため、(P97)【施策の方向】に、「市町村の取組みとも十分連携を図りつつ、訪問介護員(ホームヘルパー)、介護福祉士、社会福祉士、看護職員など、保健・福祉サービスを担う人材の養成・確保及び資質の向上に積極的に取り組むとともに、新規参入の促進や潜在的人材の復職・再就職支援、働きやすい職場づくりに向けた雇用環境改善等の取組みを進めます。」と明記しました。	分科会
9	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	介護人材の確保は喫緊の課題であることから、福祉人材確保対策会議の構成員に県を加えるよう検討いただきたい。	・(P97)〈具体的な施策〉の「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」において記載している「市町村、職能団体、社会福祉施設経営者団体、養成機関等で構成される福祉人材確保対策会議の設置」を「 <u>県福祉人材確保対策会議(県・市町村等の行政、職能団体、社会福祉施設経営者団体、養成機関等で構成)の設置による、関係団体と連携した人材確保施策の推進</u> 」と修正しました。	パブリックコメント
		P97に記載の(1)福祉人材確保対策会議の設置について、この会議はすでに設置されているので、今後は「関係者と協力し、充実強化」と記載すべきではないか。		パブリックコメント
10	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	・小中学生への教育が重要であり、認知症サポーター養成講座が小中学生にもっと浸透すればよい。	<p>・児童・生徒をはじめ、保護者や学校教諭を対象とした介護職への理解促進、魅力PRに関する施策を明確にするため、(P97)〈具体的な施策〉の「小学生の介護体験、中高校生への出前講座の実施」の後に、「<u>中高生への介護の魅力を実践する冊子等の配付</u>」を追記しました。</p> <p>・高校生の介護体験学習などの実践活動を推進していることふまえて、(P97)〈具体的な施策〉に、「<u>高校生の介護体験学習など高齢社会に対する認識を深めるための実践活動の推進</u>」、「<u>福祉関係学科等における実践的な教育の充実</u>」を追記しました。</p>	分科会
		・給与水準や職場環境は改善が進んでいるが、社会的にはこの事実が伝わっていない。		分科会
		・P105に福祉教育の充実があるが、福祉人材を養成するには、①専門職の養成教育、②住民の福祉教育、③児童・生徒への福祉教育が必要と言われている。特に③を進めることが重要であることから、家庭科教育等に注力することが必要である。		分科会
		・人材確保をボランティアや高齢者の生きがい・支え合いという位置づけで考えることがいいのかどうか、福祉教育として将来の担い手となる子どもたちへのアプローチから力を入れていかないと、計画通りの人材確保に繋がらないのではないか。		分科会
		・ケアネット活動について、地域を支えてくれる人材がおらず、将来を不安視する声を多く聞いている。人材不足は大きな課題であり、その意味で将来の担い手となる子供たちの教育が重要である。幼少期から福祉活動に関わりを持つことができればよい。		分科会
		・人材教育は重要であり、特に地域にどう働きかけて主体的に進めてもらうのが課題である。そうした教育が小さいころから連綿と行われるような仕組みがあればよい。		分科会

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等	分科会／パブリックコメント
11	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	P97の「具体的な施策」の中に、新任介護職員の合同入職式を加筆してはどうか。	・ご指摘の合同入職式は対外的なPR効果が高いことから、(P97)「具体的な施策」のうち「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」に「 <u>新任介護職員の合同入職式の開催</u> 」を追記しました。	パブリックコメント
12	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	少子化の進展に伴い、介護職を目指す生徒数は先細りであることから、指定養成機関の存続自体が難しいと思われるが、「指定養成機関の確保」とは何を想定したものなのか。	・「指定養成機関」は、介護保険法施行令第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修(介護職員初任者研修)を実施する者として、県知事の指定を受けた介護員養成研修事業者を指しています。 県としては、介護職員の資質向上を図るため、介護員養成研修事業者の確保に努めているところです。 なお、ご意見のとおり(P97)「具体的な施策」のうち「〇介護職員の確保と資質向上」に記載していた「指定養成機関」は何を想定しているのかが不明確であることから、「 <u>介護員養成研修事業者</u> 」と修正しました。	パブリックコメント
13	・(P97,98)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	P98の「福祉人材の円滑な供給支援」に関する記述について、「健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介」、「介護の日」における普及啓発事業等」とある記載を、「健康・福祉人材センターの無料職業紹介、マッチング支援と機能強化」としてはどうか。(福祉人材の供給支援に関する記載としては、素案のものは弱い)	・(P98)「具体的な施策」の「〇福祉人材の円滑な供給支援」において記載している「健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介」を、「 <u>健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介やマッチング強化、相談、情報提供等による就業援助等</u> 」に修正しました。 また、「『介護の日』における普及啓発事業」は(P97)「具体的な施策」の「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」に記載の「 <u>テレビコマーシャルや新聞広告を活用した福祉・介護のイメージアップ</u> 」と統合し、「 <u>『介護の日』キャンペーンイベントやテレビコマーシャル、新聞広告等を活用した、福祉・介護のイメージアップ</u> 」と修正しました。	パブリックコメント
14	・(P104)第2章第3節2(1)「地域包括支援センターの機能強化など総合的な支援体制の推進」	高齢者による交通事故や認知症を原因とする交通事故が増していることから、高齢者の交通安全教育研修はもとより、免許証の自主返納制度推進に努める必要がある。 そのためには高齢者の移動手段の確保が不可欠であることから、地域の移動に関する様々な需要や課題を同一の俎上に載せ、交通事業者、地方公共団体、その他(介護、物流、観光等)関係者がそれぞれの専門領域を越えた総合的な観点で議論を行い、十分な連携・協働を図ることが必要である。	・認知症の方を含めた高齢者の移動手段の確保について総合的な観点から検討する場として、(P104)「具体的な施策」の「〇富山県地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討」において記載している「 <u>医療、介護関係者のみならず、住民団体やライフライン事業者等も参加した県民ぐるみの取組の推進</u> 」を「 <u>医療、介護関係者のみならず、住民団体やライフライン・交通事業者等も参加した県民ぐるみの取組の推進</u> 」と修正しました。	パブリックコメント
15	・(P106)第2章第3節2(2)「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進」	P106の「具体的な施策」として、「介護機器やロボットを活用することができる人材育成や使用環境の整備に対する支援」も必要であると思われる。	・介護機器を活用できる人材育成については、(P106)「具体的な施策」の「〇介護ロボット等の開発・導入促進」に「 <u>県介護実習・普及センターにおける、福祉(介護)機器を活用した介護技術研修の実施</u> 」を追記しました。 ・使用環境の整備への支援については、今後、介護ロボットの導入促進に向けた取組みを通じ、事業所のロボット導入の支障となる要因を把握し、対応が必要であれば検討していきます。	パブリックコメント
16	・(P143)第4章1「計画推進に向けた役割分担」	P143に記載の「地域総合福祉活動コーディネーター」とは、「ケアネット活動コーディネーター」と同じ意味で使われているのか。P58では後者の名称が使われているが、P127で前者の名称が説明なしで使われており分かりにくい。	(P143)(4)「地域における県民の役割」に記載の「 <u>地域総合福祉活動コーディネーター</u> 」を「 <u>ケアネット活動コーディネーター</u> 」と修正しました。	パブリックコメント